

会議の名称	令和元年度第2回 行田市水道事業運営審議会
開催日時	令和元年7月26日(金) 開会：午後1時30分 ・ 閉会：午後3時30分
開催場所	行田市水道庁舎 2階 第2会議室
出席委員氏名	吉田豊彦委員 梁瀬里司委員 斉藤博美委員 高鳥和子委員 岡野充甫委員 會見卓也委員 栗原芳江委員 島田洋子委員 田熊誠委員 計9名
欠席委員氏名	相原雅洋委員
事務局	三好都市整備部長 長谷見参事兼水道課長事務取扱い 今井副参事 金子主幹 芹澤主査 渡辺主査 河村主査
会議内容	(1)費用削減に向けた取組みについて【報告】 (2)水道料金改定(案)について【審議】
会議資料	(資料名・概要等) ① 次第 ② 「水道料金改定(案)について」(資料1) ③ (資料1-①) ④ (資料1-②) ⑤ 「費用削減に向けた取組みについて」(資料2)
その他必要事項	傍聴者なし

事務局	<p>1 開 会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料確認 ・ 委員出席状況報告 <p>2 あいさつ</p> <p>吉田会長あいさつ</p> <p>3 議事</p>
吉田議長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「費用削減に向けた取組みについて」事務局から説明を求める。 (資料2「費用削減に向けた取組みについて」に基づき説明)
吉田議長 斉藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見及び質問はあるか。 ・ 5 ページ、費用削減に向けた取組みで、料金徴収事務を委託することにより人員が 2.5 人減った結果、700 万円×2.5 人で年間 1,750 万円削減と説明があった。しかし、新たに料金徴収事務の委託料が発生しているため、その額も含めて比較すべきでは。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務員数は 7.5 人なので、700 万円×7.5 人で 5,250 万円となる。また、料金徴収事務の委託料は年間 5,357 万円とほぼ同額である。そのため、2.5 人減った分の削減額を記載したほうがわかりやすいと判断した。
斉藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総額で説明すべきである。また、下水道敷設工事と同時に石綿セメント管の更新を行い、掘削費用を削減したと説明があったが、これは当然のことではないか。配水区域の再編成は重要であり、こういう努力は必要と思う。ただ、市の他の施設では屋根を貸してソーラーパネルを設置しているが水道庁舎にはない。そういった努力が不足しているのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業外収益を上げることは非常に重要と考えている。しかし、水道庁舎にソーラーパネル等を置くには非常に高いハードルがある。水道庁舎は、水質を保つ必要やテロ対策として、部外者を入れないといったところがある。なお、経済産業省が進めている小水力発電というものを検討したことがある。こちらは、県水の余剰圧力で発電をするものだが、残念ながら施設のリスクなどを考

<p>會見委員</p>	<p>慮し採用はできなかった。今後も営業外収益を上げる方法はないか検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根にソーラーパネルを設置しても、今の電気の買取価格では絶対に儲からない。施設を整備して 20 年もつとしても、今の買取金額では 20 年で回収できない。
<p>田熊委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ページで県水受水費 2 億 5,709 万 3 千円とあるが、県水を減らして井戸水を増やすのはどうなのか。地盤沈下などの縛りはあると思うが。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、行田市の井戸水と県水の割合は、井戸水が 6、県水が 4 である。第四期拡張事業の認可を厚生労働省から得た時に、井戸水を採取できる総量に規制をかけられた。これを守らないと地盤沈下が起きて周りに影響を及ぼす恐れがある。一日 1 ha 当たり 175 m³の井戸水を使えるが、可能な限り井戸水を使っている。最近、配水量が減ってきているため県水の割合も減ってきている。
<p>斉藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 井戸水と県水の割合が 6 : 4 とのことだが、井戸水の割合を上げるための試算や検討をしているのか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年前に埼玉県と長期水需要の見直しをした時も、井戸水分を減らさないように話をしている。ただ、井戸水の総量を上げるというのは難しい。一日当たり使える井戸水の量が決まっている。
<p>斉藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 井戸水の総量を上げるのは難しいということだが、要するに県水を買わないといけないということか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点の配水量では、4 割分は県水を買わないといけない。
<p>斉藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤沈下などの調査をしたうえで、井戸水の総量を計算すべきではないか。法的な縛りはないはずだ。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤沈下が起こるかどうかが、水道課単体では調査をしていない。最近では地盤沈下に対する考えも変わってきている。埼玉県または厚生労働省としっかりと検討していきたい。
<p>會見委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県としても皆さんが使用する承認水量を認めさせていただき経営戦略を立てているが、これが成り立たなくなると県も料金値

田熊委員	<p>上げを考えねばならず、量が減っても受水費は変わらなくなって しまう可能性がある。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 ページで電気料が約 25% 減少で年間約 2,700 万円減少とのこと だが、電気料の支出全体ということではよろしいか。
岡野副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおりである。また、東部配水場のポンプにインバータ設備 を導入については、ポンプを一つ交換した場合にこのくらいの比 率で変わっているということである。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の削減は重要だが、現在の体制を守るために必要な人数は確 保しなければならない。もうひとつ、配水区域再編成に向けた検 討の中で「濁水発生の危険性は低い」とあるが、万が一発生した 時に職員が行って作業をするのか、委託した人たちがやるのか。 ひとたび濁ったら全部水が使えないという状況も出てくると思 う。緊急時の対応の仕方というのを普段からマニュアルをしっか り作っておく必要があると思う。
吉田議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数は、他市町村と比べて人数が少ないのが実態だ。適正人数 なのかというのは決められた基準がないので判断は難しいが、一 定の指標、5 ページで説明した職員一人当たりの給水収益や有収 水量が県内の同規模事業者である、羽生市、東松山市などより数 値が大きいため、効率化を図っていると認識している。次に、危 機管理の取り組みについてだが、市全体では地域防災計画を策定 している。水道事業の中では、水質事故、テロ、新型インフルエ ンザ、地震などの対応を内部マニュアルで定めて職員で共有して いる。また、配水区域を再編成し切り替えする時の安全性につい てだが、区域を変えれば水の流れが逆転する、速くなるどころが ある。現時点では委託で切り替える予定であるが、時間は夜中で、 職員立会いのもと専門業者と一定のエリアごとに周知し切り替 える。配水区域を拡大してきた際にもそうしてきた経緯がある。
吉田議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質疑があるか。 <p>なければ、「水道料金改定（案）について」を議題に、事務局か</p>

<p>齊藤委員</p>	<p>ら説明を求める。</p> <p>(資料1「水道料金改定(案)について」、資料1-①・②に基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今事務局から説明があったが、意見、質問はあるか。 ・一般と業務に分けていたのを口径別に変えることによって市民への影響はどれくらいあるのか
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口径別になった場合だが、資料7ページをご覧ください。ピンクが現行料金の業務用、黄色が一般用である。両者の間からはみ出る料金体系を組んでしまうと市民の方に大きな影響がある。たとえば青は基本料金2：従量料金8の場合であるが、10 m³ぐらいまでは安くなるが100 m³になるとかなり高くなる。逆に緑は基本料金5：従量料金5の場合では、利用水量が少ない利用者は高くなり、使えば使うほど安くなる。基本的な考え方は以上である。
<p>吉田議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議会で、口径別か用途別かということで口径別に決めさせていただいた。料金算定方式は損益収支方式ということになった。次に基本水量の有無についてはどうか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量とは基本料金の中に何m³までは含むという考え方である。基本水量は現行10 m³であるが、今後、基本水量を0にするというのが全体としての流れである。しかし、基本水量をいきなり0にしてしまうと影響が非常に大きい。そのため今回の改定では基本水量を6 m³とし、7 m³から従量料金がかかるというのが事務局からの提案である。
<p>齊藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量はある方がいい。しかし、現行の10 m³にすべき。年金が減らされ消費税も上がるのに値上げは反対だ。水道課からもらった資料では平成26年度は1,433件の未納があったが、平成30年度は7,554件が未納になっている。水道料金が12%もアップしたらさらに大きくなる。生活が大変な方が増えている、給水停止執行件数も平成26年度の199件から平成30年度は383件と2倍近く増えている。市民への影響をきちんと見ていかないといけな

事務局	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 4 : 従量料金 6 で基本水量を 10 m³にした時、6 m³使っている方の水道料金は 1,300 円だが、基本水量を 6 m³にした時、水道料金は 1,250 円と配慮はさせていただいている。
齊藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・内部留保 13 億 9000 万円の目的は何か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・向町浄水場の中央監視装置が非常に老朽化しているため、建設改良積立金として使わせていただきたい。
吉田議長	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より基本水量を 10 m³または 6 m³にしたいとの提案があったが各委員のご意見はいかがか。
島田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 m³
栗原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 m³
會見委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 m³
高鳥委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 m³
岡野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 m³
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 m³
齊藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 m³
田熊委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 m³
吉田議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会としては基本水量を 6 m³とする。
會見委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月からでは料金が変わるということだが、企業などは困るのではないか。特別措置などは難しいのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会で確定しない以上、案の段階で外に情報を出すのが適切なのかという問題がある。ただ、大口の利用者に早めに情報を出すのは非常に意味があると思う。大企業には予算もあるのでいきなり水道料金が上っては困ってしまう。どのように情報を開示したらいいのか議論をしたいと思う。
齊藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口の方には事前に伝えるとのことだが、市民に対してはどうなのか。周知期間は重要だ。水道料金の改定は急いで決めることではない。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行田市水道事業運営審議会の組織上の位置はどうなっているの

事務局	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当審議会は条例で定められていて、市長の諮問に応じ、水道事業の建設及び運営並びに水道料金の改定、その他水道事業に関する重要な事項について審議し、答申をいただくものである。 <p>議会で条例として審議し決定していただいた後は、しっかりと周知していかないといけない。</p>
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールは。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・9月いっぱいまで審議会の答申を出し、議会で条例の審議をしていただきたい。料金の改定については経営戦略の中で2年前から既に公表させていただいている。もちろん、審議の中でスケジュールが変わる可能性はある。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度から水道料金を改定するということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では収支は黒字だが、将来、赤字になる試算も出ているため、来年度からの料金改定で進めさせていただきたい。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・周知期間をとるべきという斉藤委員の意見もわかる。今、料金改定を審議しているが昨年度に審議できなかったのか。
岡野副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度までに経営戦略や水道ビジョンを策定し、今年度、料金改定を審議するための資料が出揃ったところである。
吉田議長	<ul style="list-style-type: none"> ・従量料金の区分が5円単位となっているが1円単位ではだめなのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今後1円単位の案もお示ししていきたい。
吉田議長	<ul style="list-style-type: none"> ・他に質疑があるか。 <p>なければ、その他で事務局から何かあるか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回の審議会を8月30日（金）の午後1時30分から開催させていただきたい。
吉田議長	<ul style="list-style-type: none"> ・他になければ、これで議長の職を解かせていただく。
	<p>4 閉会</p> <p>岡野副会長</p>